

CCPA 改正規則案の概要

(注) 本資料は改正箇所を網羅するものではない。また、かっこ内は、TEXT OF MODIFIED REGULATIONS の対応する項目。

○従業員関連情報

法改正により、従業員関連の個人情報については時限的かつ限定的な文脈で CCPA の適用除外となったことから、改正規則案ではこれに対応する形で「福利厚生 (Employment benefits)」や「雇用関連情報 (Employment-related information)」の定義を置いた。なお、福利厚生を管理する目的を含む雇用関連情報の収集は事業目的とみなされると規定された。

(§ 999.301.(h)(i))

また、改正規則案では、雇用関連情報の収集時の通知には、事業者が個人情報を販売する場合、 § 999.315.(a)により求められる「Do Not Sell My Personal Information」又は「Do Not Sell My Info」のリンク、若しくはリンク先のウェブページのウェブアドレスを含める必要はないことを規定した。(§ 999.305.(e))

○世帯

改正規則案は、世帯 (Household) の定義について更新し、(1) 同じ住所に居住し、(2) 共通の端末を共有するか、事業者から共通のサービスの提供を受けており、(3) 同じグループアカウント又は一意識別子によって事業者に識別されている、個人又は人々のグループであると明確化した。(§ 999.301.(k))

また、消費者が世帯情報を収集する事業者にパスワード保護されたアカウントを持っている場合、事業者は、消費者からの世帯情報に関する知る要求 (request to know) や削除要求 (request to delete) について、事業者の既存のビジネス慣行と規則の遵守を通じて処理することができるかと規定した。(§ 999.318.(b))

また、世帯構成員に 13 歳未満の未成年がいる場合、事業者は世帯の特定情報へのアクセス要求や削除要求に応じる前に、検証可能な親権者の同意を得なければならないと規定した。(§ 999.318.(c))

○CCPA の定義の解釈指針

改正規則案では、ある情報が「個人情報」であるかどうかは、事業者が特定の消費者や家庭と直接または間接的に合理的にリンクできるものとして、識別、関連、記述するために保持しているかどうかによると規定した。例として、企業がウェブサイト訪問者の IP アドレスを収集したが、IP アドレスを特定の消費者または世帯にリンクしない場合、または合理的にリンクできなかった場合、その IP アドレスは「個人情報」にあたらないとする。(§ 999.302.(a))

○収集時の通知 (CCPA § 1798.100.(b)の通知)

改正規則案では、収集時の通知は、個人情報が収集される時又はその前までに、消費者が出くわす (encounter) ように、容易に利用可能な形でなされなければならないとした。(§

999.305.(a)(3)

○モバイル端末への通知

改正規則案では、事業者が携帯アプリから個人情報を得ている場合、ダウンロードページやアプリの設定ページなどにプライバシーポリシーの通知へのリンクを提供することができるとした。（§ 999.305.(a)(3)b、§ 999.306.(b)(1)、§ 999.308.(b)）

また、消費者が合理的に予見しないような場合で事業者がモバイル端末から個人情報を収集するとき、収集される個人情報のカテゴリーの概要と完全な通知へのリンクを含む適時（just-in-time）の通知（例：フラッシュライトアプリが利用者の位置情報を収集しようとする場合、アプリ起動時にポップアップ表示をさせるなど）が提供されるべきと規定した。（§ 999.305. (a)(4)）

○データブローカー

改正規則案では、消費者から直接情報を収集しない事業者が州司法長官にデータブローカーとして登録されている場合、消費者のオプトアウト（個人情報の売却禁止）の要求方法を含むオンラインプライバシーポリシーへのリンクを登録時に提出していれば、データブローカーは消費者に収集時の通知を提供する必要はないことを規定した。（§ 999.305.(d)）

○オプトアウトボタン

改正規則案では、オプトアウトの権利の通知に加えて事業者がウェブページに掲載することができるオプトアウトボタンの例を初めて掲載した。また、オプトアウトボタンを用いる場合には、「Do Not Sell My Personal Information」又は「Do Not Sell My Info」と書かれたリンクの左側にボタンを置くこととし、ウェブページの他のボタンとほぼ同じサイズにすべきと規定した。（§ 999.306.(f)）

○プライバシーポリシーに含む事項

改正規則案では、プライバシーポリシーに含めるべき事項として、事業者が過去 12 カ月間に事業目的で第三者に開示又は販売した個人情報のカテゴリーを識別することや、識別された個人情報のカテゴリーごとに情報が開示又は販売された第三者のカテゴリーを提供することが明確化された。（§ 999.308.(c)(1)e）

○授権された代理人（Authorized Agent）

旧規則案では、プライバシーポリシーに記載すべきことの一つとして、消費者が自己に代わって CCPA に基づく要求を行うために授権された代理人をどのように指定できるかを説明することとされていた。改正規則案では、授権された代理人が消費者に代わってどのように CCPA に基づく請求ができるのかを教示することと変更された。（§ 999.308.(c)(5)）

○知る要求や削除要求の送信方法

改正規則案では、事業者がオンラインのみで事業を行い消費者と直接関係を持つ場合、知る要求の送信のためには E メールアドレスを提供するだけでよいとした。それ以外の事業

者の場合には、通話料無料の電話番号及びそれ以外の 2 つ以上の方法を提供すべきと規定した。(§ 999.312.(a))

○削除要求に対する 2 段階の確認

旧規則案では、オンラインでの削除要求に関して、事業者は意思確認のため 2 段階の確認プロセスを用いるもの (shall) とされていたが、改正規則案では、2 段階認証を用いることができる (may) と変更された。(§ 999.312.(d))

○対応期日

改正規則案では、消費者の知る要求や削除要求に対応するため、事業者が要求を受理したことを確認するまでの日数を 10 営業日 (旧規則案では 10 日) と規定し、要求への対応期限について 45 暦日 (旧規則案では 45 日間) と規定し、明確化した。なお、改正規則案では、45 暦日以内に要求者の身元を検証できない場合は、事業者は要求を拒否できることを明確にした。(§ 999.313.(a)(b))

また、オプトアウトの要求について、事業者は受理日から 15 営業日 (旧規則案では 15 日) 以内に可能な限り速やかに対応しなければならないと規定した。なお、旧規則案では、オプトアウトの要求を受理してから 90 日以前に消費者の個人情報を販売した全ての第三者に通知し、個人情報を販売しないよう指示しなければならないとされていたが、改正規則案では、受理の日から対応完了した日までの間に第三者に販売した状況に限定した。(§ 999.315.(f))

○知る要求に関する検索対応の例外

改正規則案では、事業者が調査可能又は合理的にアクセス可能な形式で個人情報を保持しておらず、法的及びコンプライアンス目的のみで個人情報を保持しており、個人情報を販売しておらず、かつ商業目的で使用せず、かつ、そのような状況のために記録のカテゴリーが検索できないことを消費者に説明している場合には、事業者は、例外的に、消費者の知る要求に対応するために個人情報の検索をする必要はないと規定した。(§ 999.313.(c)(3))

○開示禁止事項

規則案では、事業者が開示してはならない情報として、社会保障番号 (SSN)、運転免許証番号等を列挙しているが、改正規則案では、「人の特性から生成・専門分析された固有生体データ」を追加した。(§ 999.313.(c)(4))

○要求を拒否する場合の説明

消費者の知る要求や削除要求について、連邦法や州法との抵触や CCPA の適用除外に該当するため要求を拒否する場合、事業者は拒否の根拠を説明することとされているが、改正規則案では、法律で禁止されていない限り (説明する) という但し書きが加わった。(§ 999.313.(c)(5)、 § 999.313. (d)(6)a)

○削除拒否とオプトアウト通知

事業者が削除要求をする要求者の身元を検証できない場合、削除要求を拒否することができるが、旧規則案では、その場合でも事業者は削除要求の代わりにオプトアウトの要求として取り扱うものとする規定していた。

この点、改正規則案では、自動的にオプトアウト要求として取り扱うことを修正し、事業者が個人情報を売却しており、その消費者がまだオプトアウト要求を行っていない場合には、事業者はその消費者に対してオプトアウトしたいかどうか尋ねなければならないと規定した。(§ 999.313.(d)(1))

○サービス提供者

サービス提供者 (Service Providers) は、サービスを提供する過程で取得した個人情報について原則として保持、使用、または開示してはならないが、改正規則案では、事業者との契約文書で特定されたサービスを遂行する場合、再委託先として別のサービス提供者を雇う場合、サービス向上のために内部使用する場合、データセキュリティや詐欺・違法行為の調査をする場合等は例外的に許されることを明確にした。(§ 999.314.(c))

また、改正規則案では、事業者が消費者からオプトアウトの要求を受けた場合、サービス提供者もデータの売却を停止しなければならないことを明確にした。(§ 999.314.(d))

さらに、改正規則案では、サービス提供者に対して権利行使があった場合には、サービス提供者は、事業者の代わりに対応するか、サービス提供者に対する要求なので応じられないと回答することができるとした。(§ 999.314.(e))

○オプトアウトの方法

改正規則案では、オプトアウトの送信方法は、消費者が簡単に実行でき、最小限の手順でオプトアウトできることが求められると規定した。また、事業者は消費者のオプトアウトする意思を覆す又は損なう目的や実質的な効果を狙って設計された方法を用いてはいけないとした。(§ 999.315.(c))

○ユーザーのプライバシー管理設定

改正規則案では、プライバシー管理は、消費者がオプトアウトしたい旨を明確に伝達又は通知すべきと規定された。また、プライバシー管理は、消費者が積極的にオプトアウトできる選択肢を選ぶことを要求し、事前にいずれかに選択された設定で設計されるべきではないと規定された。(§ 999.315.(d)(1))

また、包括的なプライバシー管理が、既存の事業別のプライバシー設定や事業者の金銭的インセンティブプログラムと抵触する場合、事業者は包括的なプライバシー管理を尊重すべきだが、消費者に通知して確認することができるとした。(§ 999.315.(d)(2))

○プライバシーポリシーの年次公開

改正規則案では、1,000 万件 (旧規則案では 400 万件) 以上の個人情報を購入、商用目的で受領、販売または商用目的で共有する事業者は、消費者からの知る要求、削除要求及びオプトアウトの要求の数ならびに対応に要した日数の中央値又は平均値 (旧規則案では中央値のみ) の前年の実績を、毎年 7 月 1 日までに公開しなければならないと規定された。(§

999.317.(g)(1)(2)

○要求確認のための手数料禁止

改正規則案では、事業者は消費者に対して知る要求や削除要求の確認のための手数料を消費者に支払わせることが出来ないことを明確にした。例として、身分確認のための公証による宣誓供述書も、公証にかかる費用を消費者に補償しない限り、事業者は要求できないこととなる。(§ 999.323.(d))

○差別的取り扱いの禁止

規則案では、事業者が消費者に提供する金銭的なインセンティブと CCPA で禁止される消費者に対する差別的取り扱いに関するルールを定めており、改正規則案では、いくつかの例を追加した。

例えば、衣料品店が顧客繋ぎ止めのためのロイヤルティプログラムとして、100 ドル購入後に 5 ドル引きのクーポンを消費者の E メールアドレス宛てに送る場合、このロイヤルティプログラムを引き続き利用したい消費者が、事業者に全ての個人情報の削除を要求したとしても、事業者は E メールアドレスと購入額に関しては、ロイヤルティプログラムの提供に必要不可欠なものとして拒否することができることと例示した。(§ 999.336.(d)(2))

また、食料品店が消費者の電話番号と引き換えに割引クーポンを提供する事例で、顧客がオプトアウトの要求をした場合、事業者が個人情報の販売を停止する一方で顧客にはロイヤルティプログラムに参加させないこととする対応については、食料品店が割引クーポンの価値と事業者にとっての顧客データの価値が合理的に関連することを証明しない限り差別的な取扱いに当たると例示した。(§ 999.336.(d)(3))

さらに、オンライン書店が E メールアドレスを含む消費者情報を収集しており、ブラウザのポップアップ画面で割引を提供している事例で、消費者が E メールや閲覧・購入履歴を含む全ての個人情報の削除を要求した場合、書店が要求に応じる一方でクーポンの提供を止める対応については、クーポンの価値と事業者にとっての顧客データの価値が合理的に関連することを証明しない限り差別的な取扱いに当たると例示した。また、この場合、E メールアドレスはクーポンの提供に必要不可欠ではないためと、事業者との関係性に基づく消費者の期待に鑑みても、書店は消費者の要求を拒否することができないと例示した。(§ 999.336.(d)(4))

(以上)